

西 区 桜 が 丘 地 区

★まちづくり協定と地区計画の届出について★

- 届出書等の届出先：
地区計画・まちづくり協定：神戸市まち再生推進課
まちの申し合わせ：桜が丘地域協定委員会
- 届出書類等：裏面参照
- 委員会の審査日時：適宜
- 委員会へ届出者より物件内容説明について
物件による（必要があれば説明を求められます）

• 桜が丘地域協定委員会への届出等の詳細については
「桜が丘地域協定委員会（自治会館）」に直接問い合わせてください。

開館日と時間		月	火	水	木	金	土	日
午前	9:00～12:30	○	※	○	×	※	○	×
午後	13:30～16:00	○	※	○	×	※	※	×

※は、電話対応のみ（窓口は閉鎖）

TEL：078-994-2381

FAX：078-994-8350

Eメール：sakuragaoka.tkt@gmail.com

届出が必要なもの

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
 - 2、土地の区画形質または用途の変更
 - 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採
- ※確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！

- 届出は、建築確認申請の前に！（着工の30日前まで）
- 届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市役所（まち再生推進課）より「適合通知書（葉書）」を発行します。
- 建築確認申請に、「適合通知書（葉書）」の添付等の必要はありません。
（「適合通知書」の受領前に、建築確認申請はできます）
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書（葉書）」の写しが必要です。

届出先と届出書類

地区計画	まちづくり協定 等
お渡し したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット ・行為の届出書(共通様式) ※裏面に届出する図面記載 ・完了・中止・廃止届(共通様式) ※届出は市へ一部のみ ・適合通知書(葉書) ・行為の概要書 ・協定委員会書式：事務手続きについてのお願い

届出先	神戸市役所まち再生推進課		桜が丘地域協定委員会
	地区計画	まちづくり協定	まちの申し合わせ
届出している いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・行為の届出書 ・適合（不適合） 通知書(葉書) 切手を忘れずに！ ・図面（届出書裏面に記載） ・求積図 ・現況写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為の届出書 ・適合（不適合） 通知書(葉書) 切手を忘れずに！ ・行為の概要書（注1） ・図面（届出書裏面に記載） ・現況写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定委員会書式 (着工前) 着工届兼誓約書 (完了時) 工事完了通知書
届出部数	1部	1部	1部

(注1)：表面の「第8条建築物等の色彩の配慮」の外壁と屋根の色彩記入をお願いします。
 白、ベージュ、茶、黒、灰色等または、白色系、茶色系、黒色系等で記入してください。
 (マンセル等での記入は不要です)

<p>「行為の届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」「適合（不適合）通知書（葉書に印刷ください）」は神戸市ホームページからも入手できます。</p> <p style="text-align: center;">神戸市ホームページの 「まちづくり協定の届出各種様式集」ページからダウンロードください</p> <p style="text-align: center;">https://www.city.kobe.lg.jp/a96653/kurashi/machizukuri/torikumi/conclusion/yoshiki.html</p>
<p>「協定委員会書式」は桜が丘地域協定委員会ホームページから入手できます。</p> <p style="text-align: center;">桜が丘地域協定委員会ホームページの 「申請に必要な書類」ページからダウンロードください</p> <p style="text-align: center;">https://sakuragaokatkt.wixsite.com/my-site/about-5</p>